

第六次柏崎市障がい者計画 柏崎市第 8 期障がい福祉計画 柏崎市第 4 期障がい児福祉計画

骨子案

基本理念	互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎
第六次障がい者計画	令和 9 (2027) 年度～令和 1 4 (2032) 年度【6 年間】
第 8 期障がい福祉計画 第 4 期障がい児福祉計画	令和 9 (2027) 年度～令和 1 1 (2029) 年度【3 年間】

第 1 編

第六次柏崎市障がい者計画

障害者基本法に基づく市町村障がい者計画

計画期間：令和 9 (2027)年度～令和 1 4 (2032)年度（6 年間）

第1章 計画策定に当たって（計画の位置付けと基本的な考え方）

■ 根拠法令・計画概要

根拠法令	障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画
計画期間	令和9(2027)年度～令和14(2032)年度【6年間】
基本理念	互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎（現行計画の基本理念を継承）

■ 他の計画との関係

上位計画	柏崎市第六次総合計画 / 第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画
福祉・保健	地域包括ケア計画 / 子ども・子育て支援事業計画 / こども・若者計画 / 健康増進計画 等
計画評価	障がい者計画：令和9(2027)年度開始 ⇒ 令和14(2032)年度最終評価・次期計画策定準備

■ 市町村障害者計画策定に係る計画の位置付け

市町村の障害者計画は、障害者基本法第7条の2第3項に、「国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第5項の基本構想に即した障害者のための施策に関する基本的な計画」と位置付けられている。

国・新潟県・柏崎市の方針

■ 障害者基本計画（第5次）の方針【令和5（2023）年度～令和9（2027）年度（5年）】

基本理念	共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。
基本原則	①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調

■ 新潟県障害者計画の方針【令和7（2025）年度～令和14（2032）年度（8年）】

基本理念	障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会
基本方針	①障害を理由とする差別の禁止、②当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、③障害特性等に配慮したきめ細かい支援

■ 柏崎市第六次総合計画の方針【令和8（2026）年度～令和15（2033）年度（8年）】

基本理念	「『市民とともに育むまちづくり』を推進し、市民の幸福の実現をめざします」	
基本方針	分野1 生活・安全・環境	安全安心で快適に暮らせるまち
	分野2 子育て・健康・福祉	健やかな暮らしを育むやさしいまち
	分野3 産業・エネルギー	産業の発展とともに成長する魅力あふれるまち
	分野4 教育・スポーツ・文化	未来を育み、文化を紡ぐ、活気あふれるまち
	分野5 住民自治・行政	多様性を尊重し、誰もが活躍できるまち

国の障害者基本計画（第5次）の概要

根拠法令・計画期間・位置付け
障害者基本法第11条第1項
令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
（5年間）
政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

基本原則：地域社会における共生等 / 差別の禁止 / 国際的協調

施策分野（各論・11項目）

① 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	② 安全・安心な生活環境の整備	③ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	④ 防災・防犯等の推進	⑤ 行政等における配慮の充実	⑥ 保健・医療の推進
⑦ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑧ 教育の振興	⑨ 雇用・就業、経済的自立の支援	⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興	⑪ 国際社会での協力・連携の推進	

各分野に共通する横断的視点（6つ）

条約の理念の尊重及び整合性の確保	共生社会の実現に資する取組の推進	当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援	障害特性等に配慮したきめ細かい支援	障害のある女性・こども及び高齢者に配慮した取組の推進	PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進
------------------	------------------	---------------------	-------------------	----------------------------	--------------------------

出典：内閣府「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月閣議決定）

新潟県障害者計画（令和7～14年度）の概要

根拠法令・計画期間

障害者基本法第11条第2項
令和7（2025）年度～令和14（2032）年度
（8年間）

基本理念

障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会

基本方針（3つの柱）

① 障害を理由とする差別の禁止

障害者基本法・障害者差別解消法等に基づき、市町村・障害者団体等との連携を図りながら、県民や事業者等の理解の下、差別解消に向けた取組を積極的に推進。

② 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

教育・文化芸術・スポーツ・福祉・医療・雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。複数分野にまたがる課題には、関係機関・制度等の連携を通じて横断的に対応。

③ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害特性・状態・生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ施策を策定・実施。知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度・重複障害等についても広報・啓発活動を行い施策の充実を図る。

施策分野（各論・10項目）

差別の解消・権利擁護及び虐待の防止

安全・安心な生活環境の整備

情報アクセシビリティ及び意思疎通支援の充実

防災・防犯等の推進

行政等における配慮の充実

保健・医療の推進

自立した生活の支援・意思決定支援の充実

教育の振興

雇用・就業、経済的自立の支援

文化芸術活動・スポーツ等の振興

第2章 障がい者を取り巻く現状

■ 市民アンケート調査の実施

調査対象・実施時期	市内に在住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 550人 (無作為抽出) 令和7(2025)年12月20日～令和8(2026)年1月13日
-----------	--

■ 前回調査(令和5(2023)年度実施)から改善された施策と強み

①就労・社会参加	就労状況の改善と就労意欲の向上
②デジタル活用	デジタルツールを活用した主体的な情報収集力の向上
③外出・移動	日常生活における外出時の不安軽減と自立の促進
④子ども支援	障がい児家族支援の改善
⑤相談支援	医療機関や専門的な相談支援窓口のアクセスの改善
⑥防災・地域	災害時における避難支援体制・地域ネットワークの強化
⑦制度・サービス利用	制度・サービス利用に関する不満の減少と提供体制の改善

■ 市民アンケート調査からみえる課題

①移動・交通	公共交通機関が少ない(33.7%→36.8%)、通勤手段の確保が課題(45.8%→47.0%)
②就労不安	働くことに対する不安の増加(21.3%→25.3%)、障がいのある人が働くために必要なこととして「職場において障がいの理解があること」と回答した人の増加(60.2%→65.1%)
③相談支援事業所の認知不足	相談支援事業所を「知らない」と回答した人の増加(59.1%→61.8%)

障害福祉サービス事業所の調査結果からみえる課題と課題解決の取組

調査対象・実施時期	柏崎刈羽地域で障害福祉サービスを運営する21法人（全21法人回答） 令和7（2025）年12月26日～令和8（2026）年1月22日
最大課題	深刻な人材不足（有資格者、夜勤の担い手、若手確保が困難）

■ 事業所の運営上の課題と取組

課題	①有資格者・夜勤者不足 ②利用者の重度化対応と人員不足のジレンマ ③物価高騰による経営圧迫
取組	①ハローワーク以外の求人開拓、学生への早期アピール ②オンライン研修 ③業務マニュアル整備、職員メンタルサポート など

■ 地域全体の課題と法人の貢献

地域課題	必要な時に必要なサービスを受けられない供給不足（放課後等デイ、グループホーム等）
法人の取組	困難ケース受け入れ、一般就労への移行支援、就労選択支援事業の準備
市への要望	市独自の財政支援継続・拡充、人材確保への支援、介護保険サービスへのスムーズな移行支援

第3章 計画の基本的な考え方

■ 第六次障がい者計画 基本理念・基本方針の変更案

対象	変更前（現行）	変更後（案）	変更の方向性
基本理念	互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす 柏崎	互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏 崎	（変更なし）
基本方針1	お互いが支えあう地域共生社会の推進	お互いが支えあう地域共生社会の推進	（変更なし）
基本方針2	地域生活における支援体制の充実	地域生活における支援体制の充実	（変更なし）
基本方針3	健康づくりへの支援と療育・教育の充実	健康づくりへの支援と療育・教育の充実	（変更なし）
基本方針4	本人の意思を尊重した社会参加の促進	本人の意思を尊重した社会参加の促進	（変更なし）
基本方針5（新）	（なし）	障がい福祉を支える基盤の強化	（新規追加） ※現行計画では、人材確保は、基本方針2「地域生活における支援体制の充実」の中に、「福祉を支える人づくり」として位置付けをしていたが、基本方針の1つの柱として位置付けることにより、より一層の強化を図っていく。 また、令和7（2025）年度に実施した障害福祉サービス事業所調査結果からも、安定的な事業の運営のためには、人材不足・人材確保が最大の課題であるとされている。

国・県・柏崎市 障がい者計画 概要比較

	国（第5次基本計画）	新潟県（令和7～14年度）	柏崎市（次期計画案）
計画期間	令和5年度～9年度（5年）	令和7年度～14年度（8年）	令和9年度～14年度（6年）
法的根拠	障害者基本法 第11条	障害者基本法 第11条	障害者基本法 第11条の3
基本理念	共生社会の実現、社会的障壁の除去	お互いの人格と個性を尊重し、共に生きる地域社会の実現	互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎 ※現行計画を踏襲
基本方針・原則	地域社会での共生、差別の禁止、国際的協調	差別の禁止、当事者本位の支援、特性に応じたきめ細かい支援	1 お互いが支えあう地域共生社会の推進 2 地域生活における支援体制の充実 3 健康づくりへの支援と療育・教育の充実 4 本人の意思を尊重した社会参加の促進 5 障がい福祉を支える基盤の強化【新規】 ※現行計画を原則踏襲
各論（分野）	11項目（国際協力含む）	10項目（国際協力除く）	10項目（国際協力除く） 次ページを参照

※ 柏崎市次期計画の「基本方針・原則」「各論（分野）」は計画策定作業中

【国・県・柏崎市】障がい者施策 各論比較表

国の分野（障害者基本計画 第5次）	新潟県障害者計画（R7-R14）	現行の柏崎市障がい者計画の 基本施策体系に該当するもの（R3-R8）	柏崎市 次期計画 基本施策体系（案）
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	⑩障害者差別解消法及び権利擁護の推進	⑩障害者差別解消法及び権利擁護の推進
2. 安全・安心な生活環境の整備	②安全・安心な生活環境の整備	②暮らしやすい生活環境の整備	②暮らしやすい生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	⑤情報入手手段と意思疎通支援の推進	⑤情報入手手段と意思疎通支援の推進
4. 防災、防犯等の推進	④防災、防犯等の推進	②暮らしやすい生活環境の整備【再掲】	②暮らしやすい生活環境の整備【再掲】
5. 行政等における配慮の充実	⑤行政等における配慮の充実	①共生のまちづくりの推進	①共生のまちづくりの推進
6. 保健・医療の推進	⑥保健・医療の推進	⑥保健・医療対策の充実	⑥保健・医療の対策の充実
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③地域生活の支援 ④福祉を支える人づくり	③地域生活の支援 ④福祉を支える人づくり
8. 教育の振興	⑧教育の振興	⑦療育・教育体制の充実	⑦療育・教育体制の充実
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	⑨雇用・就業、経済的自立の支援	⑧雇用の促進・就労支援	⑧雇用の促進・就労支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興	⑨社会参加の促進	⑨社会参加の促進
11. 国際社会での協力・連携の推進	（項目なし）	（項目なし）	（項目なし）

計画の基本的な考え方 重点推進項目

基本理念・基本方針を具現化するため、8つの重点推進項目を設定

① 障がいへの理解促進 (現行計画を踏襲) 市のHP・広報・研修・イベント等を通じ、障がい及び障がいのある人への理解を促進し、社会参加を支援します。	② 地域の防災対策の推進 (現行計画を踏襲) 避難行動要支援者名簿を整備し、自主防災組織等との連携・協力体制を構築して、障がいのある人の安全確保に努めます。	③ 相談支援体制の充実 (現行計画を踏襲) 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を軸に、多様化・複雑化した相談に対応する包括的な相談支援体制を構築します。	④ 障がい福祉サービスの充実 (現行計画を踏襲) 訪問・日中活動・居住・障がい児支援など必要なサービスを提供し、地域で安心して暮らせる支援体制を整備します。
⑤ 福祉人材の確保 (現行計画を踏襲) 福祉人材の確保・定着に向けた研修・支援を充実させ、質・量の両面で福祉サービスを支える人材育成を図ります。	⑥ 障がい児者への支援体制の充実 (現行：発達障がい児者 →次期：障がい児者) 乳幼児期から青年期まで一貫した相談・支援体制を整備し、早期発見・早期支援により、障がいのある方とその家族を支援します。	⑦ 就労支援の強化 (現行計画を踏襲) 障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就労継続・移行・定着支援など段階に応じたサービス提供体制を確保します。	⑧ 差別の解消と権利擁護の推進 (現行計画を踏襲) 障害者差別解消法の取組を推進するとともに、成年後見制度の適切な利用促進を図り、障がいのある人の権利擁護を推進します。

■ 第六次総合計画との関連項目（主要施策・主要施策の方向性との関連）

主要施策	主要施策の方向性	次期計画の重点推進項目と関連する内容
【2-6】障害福祉サービスの充実と社会参加の支援	①障がいへの理解促進と社会参加促進	①障がいへの理解促進、⑧差別の解消と権利擁護の推進
	②障害福祉サービスの充実	④障がい福祉サービスの充実、⑤福祉人材の確保、⑦就労支援の強化
【2-2】子育て家庭へのきめ細やかな支援	③療育支援体制と相談支援体制の充実	③相談支援体制の充実、⑥障がい児者への支援体制の充実
【1-4】地域防災力・消防力の充実	③地域防災力の充実	②地域の防災対策の推進

第六次障がい者計画 施策体系の変更案

■ 第六次障がい者計画 施策体系図変更案

第五次障がい者計画

基本方針	基本施策	施策内容
1. お互いが支えあう地域共生社会の推進	(1) 共生のまちづくりの推進	①啓発活動の推進
		②地域住民との交流促進
		③担い手の育成とネットワーク化
	(2) 暮らしやすい生活環境の整備	①福祉のまちづくりの推進
		②移動・交通対策の推進
		③地域の防災対策の推進
		④地域の防犯対策の推進
		⑤消費者トラブルの防止
2. 地域生活における支援体制の充実	(1) 地域生活の支援	①相談支援体制の強化
		②障がい福祉サービスの充実
		③地域生活支援拠点等の整備
	(2) <u>福祉を支える人づくり</u>	① <u>福祉の人材確保・育成</u>
	(3) 情報入手手段と意思疎通支援の推進	①情報入手手段の充実
		②意思疎通支援の充実
3. 健康づくりへの支援と療育・教育の充実	(1) 保健・医療対策の充実	①健康づくり・介護予防活動の充実
		②早期発見・早期支援の推進
		③精神保健・医療施策の充実
	(2) 療育・教育体制の充実	①療育体制の充実
		②保育・教育の充実
		③特別支援教育の充実
4. 本人の意思を尊重した社会参加の促進	(1) 雇用の促進・就労支援	①障がい者雇用の促進
		②就労に対する支援体制の充実
		③就労に関する相談支援体制の充実
	(2) 社会参加の促進	①スポーツ・文化芸術活動などの振興
		②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援
		③障害者差別解消法及び権利擁護の推進
	(3) 障害者差別解消法及び権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進
		②障がい者虐待防止の取組の推進
		③障がいを理由とする差別解消の推進



第六次障がい者計画

基本方針	基本施策	施策内容
1. お互いが支えあう地域共生社会の推進	(1) 共生のまちづくりの推進	①啓発活動の推進
		②地域住民との交流促進
		③担い手の育成とネットワーク化
	(2) 暮らしやすい生活環境の整備	①福祉のまちづくりの推進
		②移動・交通対策の推進
③地域の防災対策の推進		
④地域の防犯対策の推進		
⑤消費者トラブルの防止		
2. 地域生活における支援体制の充実	(1) 地域生活の支援	①相談支援体制の強化
		②障がい福祉サービスの充実
		③地域生活支援拠点等の整備
	(2) 情報入手手段と意思疎通支援の推進	①情報入手手段の充実
		②意思疎通支援の充実
3. 健康づくりへの支援と療育・教育の充実	(1) 保健・医療対策の充実	①健康づくり・介護予防活動の充実
		②早期発見・早期支援の推進
		③精神保健・医療施策の充実
	(2) 療育・教育体制の充実	①療育体制の充実
		②保育・教育の充実
③特別支援教育の充実		
4. 本人の意思を尊重した社会参加の促進	(1) 雇用の促進・就労支援	①障がい者雇用の促進
		②就労に対する支援体制の充実
		③就労に関する相談支援体制の充実
	(2) 社会参加の促進	①スポーツ・文化芸術活動などの振興
		②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援
	(3) 障害者差別解消法及び権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進
		②障がい者虐待防止の取組の推進
5. 障がい福祉を支える基盤の強化【新設】	(1) 福祉を支える人づくり	①福祉人材の確保・定着・育成

83の具体的な施策を展開

第 2 編

柏崎市第 8 期障がい福祉計画 柏崎市第 4 期障がい児福祉計画

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく市町村計画

計画期間：令和 9 (2027) 年度～令和 1 1 (2029) 年度（3 年間）

第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画について

■ 根拠法令・計画概要

根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	令和9(2027)年度～令和11(2029)年度【3年間】
基本理念	互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎（現行計画を踏襲）

■ 計画に関連する法令

法令			
障害者総合支援法	児童福祉法	障害者基本法	改正障害者差別解消法

■ 他の計画との関係

上位計画	柏崎市第六次総合計画 / 第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画
福祉・保健	地域包括ケア計画 / 子ども・子育て支援事業計画 / こども・若者計画 / 健康増進計画 等
計画評価	障がい者福祉計画・障がい児福祉計画：令和9(2027)年度開始 ⇒ 令和11(2029)年度最終評価・次期計画策定準備

国の基本方針見直し・重点ポイント

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。

※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

1

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減、質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の防災安全性強化対策の必要性を記載

国の基本方針見直し・重点ポイント

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・聴覚児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、聴覚児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

⑤障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県、各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への体系的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑥地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑦相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑧障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するフックストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑨障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等 (都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行介護の利用者数、利用時間数
- 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数
- 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】**
- 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）
- 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

③地域生活支援の充実 (都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等 (都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤発達障害者等に対する支援 (都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

⑥高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】** (都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦障害児支援の提供体制の整備等 (都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧相談支援体制の充実・強化等 (都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**
- 市町村
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 (都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するフックストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 **【新規】**
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監督の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

新潟県障害福祉計画の概要

根拠法令・計画期間・位置付け

障害者総合支援法第89条第1項
児童福祉法第33条の22
令和6（2024）～8（2026）年度（3年間）
「新潟県障害者計画」の実施計画

目指す方向性

- ①どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される
- ②可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることができる

基本理念：7つの柱

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

（2）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

（5）障害児の健やかな育成のための発達支援

（6）障害福祉人材の確保等

（7）障害者等の社会参加を支える取組定着

施策の展開

障害福祉サービス基盤の充実

地域生活を支える事業の充実

人材確保・育成・定着と権利擁護

第1章 基本目標・成果目標

■ 基本理念（現行計画を踏襲）

互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎

■ 基本目標の変更案

対象	変更前（現行）	変更後（案）	変更の方向性	想定される主な施策・取組（変更後）の例
基本目標1	障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	（変更なし）	・ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
基本目標2	障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施	障がい福祉サービスの実施とサービスの質の確保・向上	第8期指針案（令和7年11月）において、サービスの質の確保・向上と地域差の是正が主要論点とされており、「質の確保・向上」を目標に明示。	・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・ 相談支援体制の充実・強化等
基本目標3	入所などから地域生活への移行、地域生活の定着支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備	入所などから地域生活への移行、地域生活の定着支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備	（変更なし）	・ 施設入所者の地域生活への移行等 ・ 福祉施設から一般就労への移行等
基本目標4	地域共生社会の実現に向けた取組	地域共生社会の実現に向けた取組と重層的支援体制との連携強化	社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業との連携を明示し、障がい分野の縦割りを超えた包括的支援体制を強化。	・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
基本目標5	障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援	障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援	（変更なし）	・ 障害児支援の提供体制の整備等
基本目標6	障がい福祉人材の確保	障がい福祉人材の確保	（変更なし）	・ 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
基本目標7	障がいのある人の社会参加を支える取組	障がいのある人の社会参加を支える取組	（変更なし）	・ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

※成果目標は、計画素案を提示する際にお示しします。

第3編 計画の推進に向けて

■ 進行管理・評価の基本方針

点検・評価体制	障害者福祉推進会議を中心に、市民・事業所・関係機関との連携により進行管理を実施
評価指標	施策の実施状況、事業所調査などによる現状把握と課題分析
改善プロセス	評価結果に基づき、施策の改善・追加を検討し、次年度以降に反映

■ 想定される評価スケジュール

年度	障がい者計画（6年間）	障がい福祉計画・障がい児福祉計画（3年間）
令和9（2027）年度	計画開始、進捗管理	計画開始、進捗管理
令和10（2028）年度	進捗管理	進捗管理、次期計画策定準備
令和11（2029）年度	進捗管理	進捗管理、最終評価、次期計画策定
令和12（2030）年度	進捗管理	計画開始、進捗管理
令和13（2031）年度	進捗管理、次期計画策定準備	進捗管理、次期計画策定準備
令和14（2032）年度	進捗管理、最終評価、次期計画策定	進捗管理、最終評価、次期計画策定